

## ハブに注意 !!

「注意で防ごうハブ咬症！ハブ対策は環境整備で！」

沖縄県には、猛毒を持つハブが生息し、年間100件前後の咬症被害が発生しています。田畑や山野、草地等への出入りや夜間に歩行する際には十分に注意するよう心がけましょう。また、ハブが生息、侵入しにくい環境整備をすることが重要です。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除など環境整備を行いハブによる被害を未然に防ぎましょう。

自分自身で身の周りのハブ対策を心がけましょう！

お問い合わせ：村民課 ☎966-1205

## 農地を転用する場合には、 農地法による許可が必要です。

～農地は大切な食料の供給基盤です～

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、農地を耕作以外の目的で利用する場合（住宅、共同住宅、資材置き場、駐車場など）には、農地法による県知事の許可が必要です。  
※農地の所有者自身が転用する場合や一時的に利用する場合も許可が必要です。

なお、転用許可を受けただけでは、土地の登記地目は変更しません。地目変更の添付書類として農業委員会が発行する『現況証明』が必要です。

転用許可後、目的どおり転用した後は、農業委員会へ現況証明願を申請してください。

お問い合わせ：農業委員会 ☎966-1204

## 『ゆうなカフェ』の開催について

住民の繋がりを大切にしたい居場所づくりとして「ゆうなカフェ」を開催いたします。情報交換や仲間づくりの場として参加してみませんか？  
**日時：**6月20日（水）午後3時～午後5時  
**場所：**喫茶ナビー（村役場1階）  
**対象：**介護を受けている方、もの忘れが気になる方とそのご家族  
**内容：**誰でも気兼ねなく集まって、ゆんたくや軽い運動・ゲームなどで一緒に楽しんでみませんか？認知症や介護の相談もできます。

お問い合わせ：恩納村地域包括支援センター  
☎966-1207

## 後期高齢者医療からの 大事なお知らせ

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は**7月31日**までです。

納期限内に保険料を完納した方に、新しい被保険者証を郵送します。早めの納付をお願いします。

### ●郵送での交付

#### 納付期限内に保険料を完納し、未納がない方

（平成30年6月30日時点）

※7月中に被保険者証を本人宛に簡易書留で郵送します。（直接、郵便局員が手渡しする郵送方法）

※事前に郵送対象者であることを文書通知する予定は特にありません。

### ●役場窓口での交付

#### 保険料の未納がある方

有効期限の短い被保険者証（短期保険証）を発行いたします。

福祉健康課窓口にてご相談ください。

お問い合わせ：  
福祉健康課 国保係 ☎966-1207

## 水道料金口座振替のご案内

口座振替はお客様の指定した金融機関の口座から自動的に料金をお支払いできる便利な方法です。

※クレジットカードによるお取扱いはございません。

### ◆申し込み方法

ご利用の各金融機関・郵便局窓口又は、水道課窓口にてお申し込みください。

### ◆手続きに必要なもの

1. 水道番号（検針のお知らせや領収書に表示されています。）【例 01-999-99】
2. 通帳、キャッシュカードなど口座番号がわかるもの
3. 通帳印（お届け印）

### ◆取扱い金融機関

沖縄県農協 沖縄銀行 琉球銀行 沖縄海邦銀行  
ゆうちょ銀行（郵便局）

### ◆振替日

毎月26日（振替日が土日・祝日の場合は翌営業日）  
※口座振替によるお支払いが遡ってできるのは、1カ月前の分までとなっています。

■残高不足等により引き落としができなかった場合納付書をお送りしますので、それによりお支払いをお願いします。

お問い合わせ：上下水道課 ☎966-1198